

道内に緊急事態宣言発令

国は、5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言(5月16～31日)の対象区域に北海道を追加することを決定しました。

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等への取組みに引き続きご協力をお願いします。

【町民の皆様への要請】

| | |
|--------------|--|
| 期 間 | 5月16日(日)～31日(月) |
| 要請・協力 内 容 | <p>【外出の際は】</p> <p>◆不要不急(※)の外出や移動を控える。 特に20時以降の外出を控える。加えて、特に日中、週末の外出を控える。 ※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。</p> <p>◆札幌市や旭川市などの特定措置区域への不要不急の往来は厳に控える。</p> <p>【飲食の際は】</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。</p> <p>◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)</p> |

【町内の飲食店への要請】

国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、北海道では、道内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を行うことを決定しました。

対象者の皆様には、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

なお、要請内容については次のとおりとなりますが、詳しくは北海道のホームページでご確認ください。

| | |
|------|--|
| 期 間 | 5月16日(日)～31日(月) |
| 対象施設 | <p>【飲食店】 飲食店(宅配・テイクアウト除く)</p> <p>【遊興施設】 バー、カラオケボックス等</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p> |
| 要請内容 | <p>◆営業時間は5時から20時まで</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</p> |

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業：1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

支援金等についてのご質問は支援金コールセンターにお問い合わせください。

支援金コールセンター ☎ 011-330-8399

受付時間 8:45～17:30、5月中は土日も対応



北海道ホームページ

新型コロナウイルスワクチン接種の予約を75歳以上の方を対象に受付しています

新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付を **75歳以上の方を対象に** 5月19日(水)から開始しています。

予約については、遠軽町コロナワクチンコールセンター及びインターネットのみで行います。

受付開始当初は電話が繋がりにくくなると思いますが、ワクチンは十分な量を確保していますので、

慌てず、落ち着いて時間または日をおいて、おかけ直しいただきますようお願いいたします。

遠軽町コロナワクチンコールセンター

☎ 0570-022030 (平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

ワクチンは十分な量を確保しています
慌てず、落ち着いてご予約を



町ホームページ

広
報
え
ん
が
る

瓦版

2021年(令和3年)

5月20日(木)

発行：遠軽町役場
総務部企画課

電話 42-4818

FAX 42-3688

町内施設臨時休業のお知らせ

国の新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」に対応するため、5月18日（火）から31日（月）まで次の町内施設を臨時休業します。

なお、今後、国の緊急事態宣言の動向や北海道の対策などにより、延長及び変更する場合があります。

5月31日(月)まで休業する施設

遠 軽 地 域

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国産材需要開発センター木楽館 ・太陽の丘えんがる公園 (虹のひろば管理棟、サンヒルハウス、文化研修館を含む) ・遠軽町福祉センター(使用貸出) ・遠軽町高齢者センター ・遠軽町郷土館 ・遠軽町図書館 ・ひがし児童館(学童保育を除く) ・にし児童館(学童保育を除く) ・みなみ児童館(学童保育を除く) ・母子通園センター ・遠軽町総合体育館 ・東体育館 ・社名淵体育館 ・豊里体育館 ・遠軽町武道館 ・えんがる温水プール | <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽コミュニティセンター ・瀬戸瀬コミュニティセンター ・えんがる高齢者スポーツセンター ・遠軽町青少年会館 ・えんがる球場 ・えんがる東球場 ・えんがるソフトボール球場 ・えんがる球技場 ・えんがる湧別川球技場 ・えんがる多目的広場 ・えんがる湧別川多目的広場 ・えんがるテニスコート ・えんがるパークゴルフ場 ・瀬戸瀬パークゴルフ場 ・遠軽町基幹集落センター ・社名淵地域公民館 ・瀬戸瀬地域公民館 |
|---|--|

生 田 原 地 域

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」 ・かぜる西(学童保育を除く) ・かぜる南 ・かぜる北 ・かぜる安国(学童保育を除く) ・生田原福祉センター ・生田原老人憩の家 ・生田原図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・生田原スポーツセンター ・生田原球場 ・生田原河畔公園パークゴルフ場 ・安国パークゴルフ場 ・安国公民館 ・生田原宿泊研修施設「キララン清里」 ・安国活性化センター「ピノキオハウス」 ・生田原オホーツク文学館 |
|---|--|

丸 瀬 布 地 域

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・丸瀬布コミュニティセンター(使用貸出) ・丸瀬布老人福祉センター ・丸瀬布集会施設「東町会館」 ・丸瀬布集会施設「西町会館」 ・丸瀬布集会施設「天神会館」 ・丸瀬布集会施設「新町会館」 ・丸瀬布集会施設「金湧会館」 ・丸瀬布集会施設「金山会館」 ・丸瀬布集会施設「上武利集会所」 ・丸瀬布活性化施設 ・丸瀬布温泉やまびこ ・丸瀬布森林公園いこいの森 | <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅まるせっぷ(木芸館) ・丸瀬布農村集落多目的共同利用施設 ・丸瀬布昆虫生態館 ・丸瀬布図書室 ・丸瀬布郷土資料館 ・丸瀬布武道館 ・丸瀬布多目的屋内運動施設「TAMOKU」 ・丸瀬布総合スポーツ公園 ・丸瀬布生涯学習館 ・丸瀬布中央公民館(学童保育を除く) ・丸瀬布木工体験交流館 ・丸瀬布小学校体育館 |
|--|--|

白 滝 地 域

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・白滝図書室(学童保育を除く) ・白滝ジオパーク交流センター ・遠軽町埋蔵文化財センター ・白滝ゲートボール公園 ・白滝活性化施設のびのび(保育所を除く) ・白滝中学校体育館 ・白滝柔剣道場 | <ul style="list-style-type: none"> ・白滝山村広場 ・白滝地場産品加工施設 ・上支湧別農作物準備休憩施設「こまくさ」 ・白滝山の家 ・白滝文化村ロッジ ・白滝国際交流センター |
|---|--|

※ただし、既に施設の使用許可や予約済みのもので、中止または延期することにより、大きな影響を及ぼす事業等についてのみ、感染症対策を徹底することを条件に使用を認めます。

【問合せ先】各施設の所管課等へお問い合わせください。